

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

井手町

農業の有する多面的機能の発揮に関する法律(平成 26 年法律第 78 号)第7条第5項、第8条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定しましたので、第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
○				井手町多賀地区	無	令和元年度～ 令和5年度	多賀地域資源保全隊
○				井手町井手 上井手地区	無	令和元年度～ 令和5年度	上井手地域資源保全会
○				井手町井手 石垣・北・南地区	無	令和3年度～ 令和7年度	石垣地域資源保全会